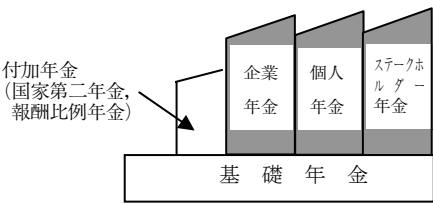


<p>国名</p>	<p>イギリス</p>
<p>公的年金の体系</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>保険料財源</p> <p>税 財 源</p> <p>企業・個人年金</p> </div>	
<p>被保険者 (◎強制△任意×非加入)</p>	<p><基礎年金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性16～64歳，女性16～59歳の英国居住者は原則的に強制加入（◎） ・ただし，被用者である場合，所得が最低所得額（2009年度は週95ポンド，約1万4千円，1ポンド＝150円で換算）に満たない者は，保険料納付義務はない。また，年間純利益5,075ポンド（約76万円）未満の自営業者も保険料納付義務は課されない。 ・無職者や最低所得額未満の低所得者は基礎年金に任意に加入することができる。（△） <p><付加年金：報酬比例年金，国家第二年金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低所得額以上の収入をもつ被用者は強制加入（◎） ・ただし，一定の要件を満たす私的年金（企業年金，個人年金，ステークホルダー年金）に加入する被用者は，付加年金への加入を免れることも可能（適用除外制度）。
<p>保険料率 (2009年度)</p>	<p><第1種保険料> 被用者が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者負担：週95～110ポンドの所得について0%，週110～844ポンドの所得について11.0%。週844ポンド超の所得について1%を拠出する。 ・事業主負担：週110ポンドを超える被用者所得について12.8% <p><第2種保険料> 自営業者が対象。週2.40ポンド</p> <p><第3種保険料> 低賃金労働者や学生など任意加入者が対象。週12.05ポンド</p> <p><第4種保険料> 年間純利益5,715ポンド以上の自営業者が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間純利益5,715～43,875ポンドについて8%。43,875ポンドを超える利益に1%。 <p>第2種保険料に加算して上記保険料を納付</p> <p>*なお，上記保険料は，求職者手当，労働災害などを総合的・一元的に扱う「国民保険」の保険料率である。公的年金が中心だがそれ以外の領域もカバーしている。</p>
<p>支給開始年齢</p>	<p>男子65歳，女子60歳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の支給開始年齢は，2010年～20年にかけて段階的に65歳に引き上げられる予定 ・さらに2024年～46年にかけて，男女共に段階的に68歳に引き上げられる予定
<p>基本給付額 (2009年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金と付加年金を合わせたグロスの所得代替率は33.5%（OECD調査，2009年） ・基礎年金（満額） 単身：週95.25ポンド，夫婦：週152.30ポンド ・付加年金：加入者の所得に応じて支給
<p>給付の構造</p>	<p><基礎年金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額給付。ただし満額受給には，男性44年，女性39年以上の加入期間が必要。この加入期間に充たないと，それに応じて給付額が減少。 ・なお，満額受給のための加入期間は，2010年より男女共に30年に短縮する予定 <p><付加年金></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 報酬比例年金（2002年に廃止。2002年までに支払われた保険料に対する給付） <ul style="list-style-type: none"> ・一律の給付乗率で所得に比例して年金額を決定。なお給付乗率は，2000年から2009年にかけて25%から20%へ段階的引き下げ。 ・$\Sigma[(各年度の所得額 - 最低所得額) \times 再評価率] / 加入年数 \times 乗率$ ② 国家第二年金：（2002年に新設。報酬比例年金に代替） <ul style="list-style-type: none"> ・報酬比例年金よりも所得再分配機能を強化。具体的には，三つの所得帯に区分して，給付乗率を40%，10%，20%に変更。

所得再分配	第1種保険料は報酬比例なのに対して、基礎年金は定額給付となっており、所得再分配が行われている。また、国家第二年金は低所得層に手厚い給付となっており、再分配機能を重視。
公的年金の財政方式	基礎年金、付加年金ともに賦課方式
国庫負担	原則なし
年金制度における最低保障	年金制度の枠内では特になし
無年金者への措置	低所得高齢者を対象に、租税を財源にして所得制限のみで受給できる「年金クレジット」で対応
公的年金と私的年金	付加年金を私的年金で代替する適用除外制度の利用者は、全被用者の6割
国民への個人年金情報の提供	公的年金と私的年金を合わせた年金受給見込み額について定期的に情報提供

イギリスの年金制度

藤森克彦（みずほ情報総研(株) 主席研究員）

1. 制度の特色

イギリスの公的年金制度の特色として、下記の3点があげられる。

(1) 公的年金の体系は、「基礎年金」と「付加年金」の2階建て構造となっている。ただし、一定の要件を満たす私的年金に加入する被用者には付加年金への加入を免除する「適用除外制度」が設けられている。現在、被用者の約6割が適用除外制度を活用しており、中所得者以上には私的年金による公的年金（付加年金部分）の代替を進めている。

(2) イギリスの公的年金負担（対GDP比）は2050年ごろまでほとんど上昇せず5%前後の低位に推移する見込みである。他の先進国に比べて年金財政は健全な状況である。公的年金負担が低位に推移する要因としては、①適用除外制度の存在、②80年代から公的年金をスリム化する方向で年金改革が行われてきたこと、③公的年金は高齢者の最低限の生活を支える制度として創設されたために給付水準が低いこと、といった点が指摘できる。

(3) 年金財政は健全である一方で、年金生活者の貧困問題、私的年金への自主的加入が進まないこと、といった課題を抱えてきた。そこで労働党政権では、低所得年金生活者に向けた資力調査付き給付の充実（年金クレジットの創設など）や、中所得者層への貯蓄奨励（ステークホルダー年金の導入など）を進めてきた。

2. 沿革

イギリスの年金制度は職域年金から始まった。1810年に公務員の年金制度が創設され、1800年代中ごろには、鉄道、ガス、銀行、保険会社などにおいて職域年金が確立していった。

1925年には、「老齢拠出年金法」によって年金分野に社会保険が導入された。第二次大戦後になると、「ベヴァレッジ報告」に基づいて1946年国民保険法が成立し、均一拠出・均一給付の老齢年金の支給が始まった。しかし定額保険料は逆進性が高いことや、給付水準が低いことなどの問題が指摘された。

1975年には労働党政権の下で、1975年社会保障法が成立した。これは、「基礎年金（Basic State Pension）」と「報酬比例年金（SERPS：State Earnings Related Pensions）」の2階建て構造であり、現行制度の原型となった。なお、既に職域年金が普及していたことから、一定の給付水準をもつ確定給付企業年金の加入者には、報酬比例年金への加入が免除された（適用除外制度）。

79年にサッチャー保守党政権が成立すると、将来的な年金財政負担の高まりなどを見越して、公的年金のスリム化に向けた改革が行われた。具体的には、それまでは物価上昇率あるいは賃金上昇率のどちらか高い方で基礎年金の給付額が改定されてきたが、1980年社会保障法によって物価スライドに変えられた。また、1986年社会保障法では、確定給付企業年金だけでなく、確定拠出企業年金や個人年金でも適用除外制度を活用できるように改正した。さらに、2010年までに報酬比例年金の給付水準を段階的に引き下げることにも決められた。

そして90年代前半のメジャー保守党政権では、2010年から20年にかけて女性の公的年金支給開始年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げることを決定した（1995年年金法）。

97年にブレア労働党政権が成立すると、年金生活者の貧困問題に注力すると共に、中所得者層に対しては私的年金への加入を奨励した。具体的には、1999年に貧困高齢者を対象にした特別な公的扶助制度である「最低所得保証」が新設され、その後2003年に最低所得保証は「年金クレジット」に代替された。2001年には経済性、安全性、利便性に優れた新型私的年金「ステークホルダー年金」を導入した。さらに、2002年には報酬比例年金を廃止して、所得再分配機能を強化して低所得者層の給付水準向上を狙った「国家第二年金」が創設された。公的年金の対象を低所得者層を中心として、中所得者層以上は、ステークホルダー年金などの私的年金で対応する方向に向かっている。

そして2007年に「2007年年金法」が制定された。この主な内容としては、満額の基礎年金を受給するための有資格年数の短縮、保険料納付期間基礎年金の給付改定を物価スライドから賃金スライドへ変更、子育てを担う人の保険料拠出要件に関する優遇措置

の改善、支給開始年齢の引き上げ、といった内容が盛り込まれた。

さらに2008年には、質の高い職域年金に加入していない被用者に対して、老後に向けて強制的に貯蓄させる「個人口座制度(personal accounts scheme)」の新設を内容とする「2008年年金法」が成立した。財源は、事業主と被用者が保険料を拠出して、政府が税控除の形式で補助する。個人口座制度は2012年に導入される予定である。

3. 制度体系の概要

イギリスの公的年金は、求職者手当や労働災害、就労不能手当などを包括した「国民保険」の一部として位置づけられている。国民保険は、イギリスに居住する16～64歳の男性、16～59歳の女性は強制加入となっている。ただし、国民皆年金ではなく、最低所得額(lower earnings limit: LEL)未満の所得しかない者は、保険料拠出を義務づけられていない。2009年度の最低所得額は、週95ポンド(約1万4千円、1ポンド=150円で換算、以下同じ)となっている。また、自営業者では、年間純利益が5,075ポンド(約76万円)未満であれば、保険料納付を義務づけられていない。なお、保険料納付義務のない者は、基本的には公的扶助による対応が想定されているが、任意に国民保険に加入して受給権を得ることができる。

公的年金は、「基礎年金」と「付加年金」の2階建て構造となっている。基礎年金には、最低所得額以上の所得を有するイギリス居住者(被用者、自営業者、任意加入者)が加入し、付加年金は、公務員を含め被用者が強制加入となっている。

そして付加年金には、1978年に導入した「報酬比例年金(State Earnings Related Pension)」と、2002年に新設した「国家第二年金(State Second Pension)」の2種類がある。報酬比例年金は、一定の給付乗率のもとで被用者の所得に比例して給付額が決まるのに対して、国家第二年金は低所得者層に手厚い給付構造となっている。なお、報酬比例年金は2002年に廃止されたが、それ以前に支払われた保険料に対しての支給が行われている。今後、国家第二年金によって順次代替されていく予定である。

付加年金には「適用除外制度」が認められており、

一定の基準を満たす私的年金(職域年金、個人年金、ステークホルダー年金)に加入している被用者は、付加年金への加入を免れることができる。現在、被用者の6割が適用除外制度を活用しており、私的年金による公的年金(付加年金部分)の代替が進んでいる。

なお、ステークホルダー年金とは、中所得者層の私的年金加入を促すために、政府が民間金融機関と協力しながら設置した新型私的年金である。政府が枠組みを設定し、それに沿って民間金融機関が販売していく。保険料が割安であることや、利便性などの点で、使い勝手の良い年金となっている。具体的には、①運用手数料の上限を資産の1.5%以下とすること、②最低保険料を月額20ポンド以下とすること、③同年金を他の年金に移転しても追加手数料を徴収されないこと、などが設定されている。なお、同年金は、確定拠出年金であり、運用失敗の責任は加入者が負う。2001年の販売開始から2005年まで270万件の契約が締結された。

4. 給付算定方式、スライド方式、支給開始年齢

(1) 支給要件

公的年金の支給開始年齢は、男性は65歳、女性は60歳である。ただし、女性の支給開始年齢は、2010年から2020年にかけて段階的に65歳に引き上げられる予定である。さらに2007年年金法によって、2024年～46年にかけて、男女共に支給開始年齢が段階的に68歳に引き上げられていく。

基礎年金を満額受給するには、保険料拠出年数と保険料免除年数の合計(有資格年: qualifying years)が、男性44年、女性39年を充足しなくてはならない。しかし2007年年金法によって、2010年から男女共に30年に短縮される。なお、実際の保険料拠出年数と保険料免除年数の合計が、有資格年数よりも短ければ、それに比例して給付額は減じていく。ただし、最低加入期間として、満額受給に必要な有資格年数の25%(男性11年、女性9.75年)以上を充たさないと、年金を受給できない。

病気・障害や失業のために保険料を拠出できない人には、一定要件のもとで保険料を拠出したとみなす「賃金クレジット(Credit of Earnings)」がある。また、育児・介護を担う人には、満額受給に必要な

な有資格年数を最大で20年間まで短縮できる「家庭責任保護制度 (Home Responsibilities Protection)」などの措置が設けられてきた。しかし、2007年年金法で新設される国民保険クレジット制度に置き換えられることになった。従来の家庭責任保護制度は、年単位で設計されていたが、クレジット制度は週単位で設計されるため、数週間就業できない場合でも保険料拠出年数の短縮につながる。また、12歳児までの子育てをする人を対象にして、基礎年金と国民第二年金の受給資格が与えられる。

(2) 給付水準

①基礎年金

基礎年金は定額給付となっており、3つのカテゴリーから支給されている。カテゴリーA年金は、本人の保険料拠出によって獲得した年金権に基づいて支給される年金である。2009年度は満額で週95.25ポンド (約1万4千円) が給付額となっている。

カテゴリーB年金は、片働き世帯を前提に配偶者の一人 (夫) がカテゴリーA年金を受給している場合、その年金権に基づいて保険料を拠出してこなかった他の配偶者 (妻) に支給される年金である。カテゴリーB年金は、週57.05ポンド (約9千円) 支給されるので、夫婦合わせての基礎年金額は週152.30ポンド (約2万3千円) となる。なお、満額受給に必要な加入期間が不足していれば、その分給付額は減少する。

カテゴリーC年金は、現在では使われていない。

カテゴリーD年金は、無拠出給付の年金である。低所得の80歳以上高齢者を対象にする。一定期間イギリスに居住すれば、保険料拠出実績に関わりなく、基礎年金の満額の6割程度が支給される。

基礎年金の給付額の改定は現在物価スライドで行われているが、早ければ2012年から賃金スライドに変更する予定である (2007年年金法)。

②付加年金

a) 報酬比例年金

報酬比例年金の給付額は、一定の給付乗率のもと、被用者の所得に比例して算定される。1978年から87年までの拠出期間については、各年度について〔(所得額-最低所得額 (LEL))×再評価率×25%〕を計算して、全加入期間で合計する。その上で、合計値を加入年数で除した平均値を求める (①)。1988

年以降については、同様に各年度について〔(所得額-最低所得額)×再評価率×(20~25% (年度によって乗数は変化))] で計算し、その合計値を加入年数で除する (②)。①と②の合計値を、52週間で除した値が週あたりの年金額となる。

b) 国家第二年金

国家第二年金では、低所得者層への給付を手厚くするため3つの所得帯に分けて給付乗率を設定している。2009年度では、第1所得帯〔年収4,940ポンド (LEL)~13,900ポンド (LET: Lower Earnings Threshold)] の乗率は40%、第2所得帯〔13,900ポンド~31,820ポンド (= 3×LET-2×LEL)] の乗率は10%、第3所得帯 (31,820~43,875ポンド (UEL: Upper Earnings Limit) の乗率は20%となっている。例えば、2009年度に33,000ポンドの年収があった者の場合、その年に納付した保険料に相当する年金額は、〔(13,900-4,940)×40%+(31,820-13,900)×10%+(33,000-31,820)×20%〕/52週間=107.92ポンド/週となる。

なお、2012年から15年の間に、所得が第1所得帯の範囲内であれば、定額給付としていく予定である。

5. 負担, 財源

基礎年金、付加年金ともに、賦課方式によって運営されている。公的年金の財源は、「国民保険料」によって賄っている。なお、国民保険料は、求職者手当、労働災害などを包括した総合的な保険制度の財源であるが、公的年金支出が歳出全体の8割程度を占めている。

国民保険料は、被用者、自営業者、任意加入者に対して、以下の4種類の保険料が設定されている。

(1) 第1種保険料

被用者を対象に、被用者の週給に基づいて、被用者と事業主が負担する。被用者本人の保険料負担は、週95~110ポンドの所得部分について0%、週110~844ポンドの所得部分について11.0%、週844ポンドを超える部分について1%が課せられる。週給95ポンド未満の被用者には保険料納付義務がなく、任意に保険料 (第3種保険料) を納付しない限り、公的年金等を受けられず、公的扶助に頼ることになる。

他方、事業主は、週110ポンドを超える被用者の所得について12.8%の保険料が課せられている。事

業主の保険料には、所得上限がない。

なお、被用者が適用除外制度を選択した場合、付加年金の保険料分だけ保険料が減少する。

(2) 第2種保険料

自営業者を対象に、週2.40ポンドの定額保険料が課せられる。ただし、年間純利益5,075ポンド(約76万円)未満の自営業者は、保険料の納付義務がない。

(3) 第3種保険料

最低所得額以下の低所得者や無業者などは、任意に保険料を拠出できる。保険料は定額であり、週12.05ポンドとなっている。

(4) 第4種保険料

年間5,715ポンド以上の純利益をもつ自営業者には、第2種保険料に加えて、第4種保険料が課せられる。具体的には、年間純利益5,715~43,875ポンド(約86万~658万円)について8%の保険料が課され、43,875ポンドを超える利益には1%が加算される。

6. 財政方式、積立金の管理運用

基礎年金と付加年金ともに、賦課方式で運営されており、公的年金の積立金は2ヶ月程度しかない。

7. 制度の企画・運営体制

年金制度の企画については、雇用年金省(Department for Work and Pensions)が担当する。同省の下部組織に年金サービス庁があり、年金に関して国民へ情報提供を行っている。また、国民保険料の徴収は、歳入税関庁(Revenue & Customs)が税金の徴収とともに一体的に行っている。

他方、職域年金を監督する機関として、95年に「職域年金監督庁(OPRA)」が設立されたが、2005年に同庁は廃止され、新しく「年金監督庁(The Pension Regulator)」となった。新年金監督庁では、事後対応型の監督手法を改めて、事前に不法行為の可能性の高い年金基金への検査を強化している。

8. 最近の論議や検討の動向・課題

(1) 年金クレジット

年金生活者の貧困問題への対応として、2003年に「年金クレジット」が導入された。これは60歳以上

の低所得者(単身世帯:週所得130ポンド以下、夫婦世帯:週所得198.45ポンド以下、09年度)を対象にした特別な公的扶助制度である。給付水準を高め、に設定したことで、保有資産の制限なしに所得制限のみで受給できる(保証クレジット)。また、新たに貯蓄をすればその分給付が増える「貯蓄クレジット」を導入して貯蓄インセンティブを高めた。

しかし寛容な設計としたために、今後年金クレジットの受給資格者が大幅に増加していくことが予想される。多額の財源が必要になるなど持続可能性を問題にする見方もある。

(2) 私的年金に対する懸念の高まりと「2004年年金法」

イギリスでは、2001年~2003年頃にかけて株式市場が低迷した。私的年金の運用利回りの低下によって給付額が落ち込み、企業倒産によって受給権が保護されないケースも生じた。イギリスでは適用除外制度があるなど私的年金の比重が高いため、株式市場の低迷は、この時期の退職者を中心に人々の老後生活に大きな影響を与えた。

政府は、「2004年年金法」を成立させて、①確定給付企業年金の加入者や受給者を保護するため、企業倒産の際の補償制度の設置、②職域年金の受託者に関する規制強化、③年金基金ごとの事情を配慮した柔軟な積み立て基準への変更、④制度変更の際の従業員への相談の義務付け、などの施策を講じた。

(3) 基礎年金の「市民年金」化をめぐる議論

イギリス政府から年金改革について諮問を受けた年金委員会は、2005年11月に、基礎年金を市民年金とする提言を盛り込んだ答申を発表した。「市民年金」とは、保険料拠出実績に関わらず一定期間居住すれば市民権に基づいて受給資格が生じる年金である。市民年金のメリットとして、介護者や就労期間が断続している人々に公平で有効な年金制度を提供できることや、年金クレジットの受給資格者が広がることを防止できること、といった点が指摘されている。

しかしイギリス政府は、2007年年金法において、市民年金構想を退けた。この理由として、①保険原理のもつ権利と責任のつながりを重視したこと、②市民年金には膨大な費用を要すること、③どのような設計をしても人々の間で不公平感を招く恐れのある

ること、④移行過程が複雑になってしまうこと、などの点があげられている。

そして2007年年金法では、介護者や不安定就労者などが不利になる問題については、後述する通り、保険料拠出要件の緩和などで対応していくこととなった。

(4) 2007年年金法の制定

イギリス政府は、2007年に新たな年金法を制定した。2007年年金法の主なポイントとしては、下記の点があげられる。

第一に、女性を中心に子育てや介護を担う者が不利にならないように、年金受給に必要な保険料拠出要件を緩和する。具体的には、①2010年から基礎年金満額給付のための有資格年について、現行の男性44年間、女性39年間で男女共に30年間に短縮、②12歳児までの育児を担う人などを対象に基礎年金と国家第二年金の保険料拠出資格を週単位で付与する「クレジット制度」の導入、③週20時間以上介護を

する者に基礎年金や国家第二年金の資格付与、④基礎年金の保険料拠出要件の変更、といった内容である。

第二に、2013年を目処に基礎年金の給付改定を、現行の物価スライドから賃金スライドへ変更する。これは、実質的な給付水準の引き上げとなる。

第三に、公的年金の支給開始年齢の引き上げである。2046年までに段階的に男女共68歳に引き上げる。

(5) 個人口座制度の創設（2008年年金法）

私的年金への加入が進まず、老後に備えた貯蓄不足が予想されることなどから、2012年より職域年金の未加入者などに対して貯蓄を強制する「個人口座制度」を創設する。職域年金に加入していない被用者は年収5千ポンド～3万3千ポンドについて、被用者4%、事業主最低3%、国1%の合計8%の保険料を被用者の個人口座に拠出していく。他方で、自営業者や無業者には任意で加入できる方策を講じる。